

第21期第11回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和5年7月7日（金）午後1時30分～午後3時
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、
中嶋 義孝、萩野 秀実、小松 愛（9名出席）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：青柳 辰洋、百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- （1）秋田県内水面漁場計画の案について（諮問）
- （2）十和田湖内水面漁場計画の案について（諮問）
- （3）漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）
- （4）その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただ今より第21期第11回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員9名で、欠席委員1名、委員会規程6条により、過半数を超えているので、委員会は成立することを報告します。

それでは、遠藤会長から挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

開催にあたりまして一言挨拶を申し上げます。

アユ釣りが解禁になって今日で一週間ほど経ちました。各地で大雨が降り水位も上がったので、あまり芳しくない状況と聞いています。加えて、今朝の新聞に、角館でまたクマの被害があったと載っていました。街中でアユ釣りの人もしょっちゅう通る道であったようです。

今年は漁業権の一斉切替えという一大イベントがございます。本日も諮問が2件、報告が1件、用意されておりますので、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

○事務局（奥山）

それでは、議事進行は遠藤会長をお願いいたします。

6 議事録署名委員選任

○遠藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（奥山）

中嶋委員と萩野委員にお願いしたいと考えております。

○遠藤議長

それでは、中嶋委員と萩野委員のお二方、よろしくお願いいたします。

○中嶋委員、萩野委員

はい。

7 議事

議題1：秋田県内水面漁場計画の案について（諮問）

○遠藤議長

では、議事に入ります。（1）秋田県内水面漁場計画の案について（諮問）、事務局の説明をお願いします。

○事務局（三田村）

事務局の三田村が説明いたします。座って説明いたします。

資料1をご覧ください。秋田県知事から内水面漁場管理委員会会長宛に、秋田県内水面漁場計画の案について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

2枚目をご覧ください。秋田県内水面漁場計画の諮問に係る関係資料の一覧となります。当日配布資料は、秋田県内水面漁場計画（案）と、漁場計画の案の中身を抽出してつくった資料1-1の新規漁業権一覧表、資料1-2の新規漁場一覧表となっています。

秋田県内水面漁場計画（案）をご覧ください。実際に公示する内容になります。

例として公示番号の内共第1号を題材に説明いたします。上から公示番号、そして（1）漁業の種類、こちらは内水面ですので全て第五種共同漁業権となっております。次に（2）漁業の名称として、内共第1号であれば「あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじか」と記載してあります。（3）漁業の時期は通年となっております。（4）漁場の位置は、その下にある（5）漁場の区域のある住所を記載しています。（5）漁場の区域をご覧ください。内水面では漁場の区域として、沢と河川を点と点で結ぶ形で記載しています。

裏面2ページ目をご覧ください。3の関係地区については、漁業権者の免許予定者となっている役内・雄物川漁協の関係地区を記載しています。4の存続期間は免許の有効期間となります。申請は、令和5年9月4日から令和5年10月27日までの約2ヶ月間を予定しております。有効期間の予定は、現免許が終了する翌月の令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となっています。しかし、漁業法第67条第2項で読み替えて準用する同法第62条第1項において、この漁場計画は5年に1回定めることとあります。そのため、免許は10年ですが、漁場計画自体は5年に1度作り直す必要がございます。令和11年1月1日からの漁場計画を、5年後に再度定める必要があることをお伝えしておきます。

表の面に戻っていただき、赤文字になっている部分をご覧ください。赤文字になっている部分は今回の漁場計画で新規に追加した新規漁場となっています。後ほど資料1-2でご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。前回の事前協議でお配りしたものを更新したものです。前回から、免許番号が漁協によっては異なっています。具体的には、役内

・雄物川漁協がこれまで1号と4号の漁場を持っていましたが、合併したことにより、隣接しているため今回内共第1号として一つにまとめております。それに伴い、皆瀬川筋漁協から番号がずれています。また、子吉川水系漁協がサクラマスをこれまで単共だったのを、合併により今回一つにまとめました。そして、雄物川水系サクラマス協議会と米代川水系サクラマス協議会を、分かりやすくするために、それぞれ雄物川と米代川の一番後ろに配置しました。

次に黄色くハイライトされた部分をご覧ください。マスが黄色く塗られている部分は、前回との変更点になります。内容魚種のこい・ふなに関して、役内・雄物川漁協、皆瀬川筋漁協、田沢湖漁協、角館漁協、岩見川漁協、阿仁川漁協、粕毛漁協、馬場目川漁協の全部で9つの区域において削除いたしました。前回からの変更として、前委員会の後に岩見川漁協から、総会を経てこい・ふなを漁業権魚種から削除するとの連絡があり、対応いたしました。また色づけはしていませんが、馬場目川漁協のあゆについて、前委員会でお伝えしたとおり、今年度放流を実施したため、また漁協からも強い要望がありましたので、県としては、数年の間動向を注視しながら、もし前回同様に増殖を行わないのであれば、途中での計画変更により漁業権魚種からあゆを削除することも検討するとして、今回は免許することと判断しました。

次に資料1-2をご覧ください。資料1-1にもありましたが、新規漁場拡大の要望一覧です。要望があったのは全部で5漁協です。その5漁協の漁場計画に書かれる予定の新規漁場番号等について掲載しています。前委員会では、事前協議として、現地確認を行った旨の資料をお示ししましたが、その資料の場所が全て記載されています。表記については事務局で現在最終確認を行っております。

実際の漁場計画の公示に関して、体裁や漁場区域の河川・沢の名称等軽微な変更はあり得ますが、河川の追加や削除はありませんので、よろしくお願ひします。

また記載はありませんが、角館漁協から谷地沢に関して、水量不足で沢が枯れており、活用できないということで削除要望がありましたので、1か所削除をしております。

今回諮問させていただく漁場計画案に関して、現在利害関係人聴取等を行っており、広く意見を募っているところです。次回委員会までには意見を集約してご報告し、答申を行っていただく予定です。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○遠藤議長

私から確認ですが、今回変更になったのは、まずは免許番号。合併や並びの関係で免許番号の整理を行ったということですね。そして内容魚種については、こい・ふなが9箇所削除、記載はないけれども馬場目川漁協のあゆは今後の動向をみて検討を行うとのこと。あとは新規漁場関係ですが、資料1-2にまとめたものがあります。5漁協で拡大、角館漁協で1箇所削除となっています。よろしいでしょうか。

○事務局（三田村）

はい。

○遠藤会長

それでは、委員の皆様、ご質問やご意見、ありませんか。

○青谷委員

詳しく点検をしていただいたところですが、一般の方々のために、例えば1/25,000の地図にこの番号を落とし込めれば、より詳しく場所が分かると思います。

難しいでしょうか。

○事務局（三田村）

漁場図に関しましては、確認を行っているところです。まだ作成中なので今回お示しできませんでしたが、漁業法の施行規則で漁場図を出すようにとありますので、実際の公示の際は漁場図も掲載する予定です。

○青谷委員

承知しました。

○遠藤議長

今日皆様お持ちでないかもしれませんが、県の施策の概要の冊子に、かなり縮小されていますが掲載してあります。きちんとした漁場図は、先ほど事務局からありましたように、公示では示されるそうです。

その他、ございませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは、ご質問、ご意見もないようですので、この諮問については、来月行われる公聴会での関係者の意見も集約して、次回の委員会で最終的に県に答申したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

○委員

（異議なし）

○遠藤議長

それでは、そのように決定することにします。

なお、公聴会の日程等について、事務局から案を説明願います。

○事務局（三田村）

引き続き、事務局の三田村が説明します。

資料の最後の秋田県内水面漁場管理委員会公示案をご覧ください。

公聴会の日程として令和5年8月4日（金）午後1時30分から、秋田地方総合庁舎の502会議室で実施したいと考えております。また漁業法施行規則第23条の規定により、公聴会に出席して、公述しようとする者は利害関係を有する理由と述べようとする公述の概要を事前に提出しなければならないとなっており、これについて公聴会の一週間前になる令和5年7月28日を期限としたいと考えております。

また漁場計画については、現在利害関係人聴取の関係から、既に地域振興局に配布し備え付けてあるため、それをもって縦覧に供したいと考えています。説明は以上です。

○遠藤議長

公聴会についての事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆様から何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員

（発言なし）

○遠藤会長

ご質問、ご意見もないようですので、事務局から説明があった内容で公聴会を開催することでご異議はありませんか。

○委員

（異議なし）

○遠藤議長

それでは、そのように決定し、原案のとおり公聴会の開催をお願いいたします。
なお、公示にあたっての若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

議題 2：十和田湖内水面漁場計画の案について（諮問）

○遠藤議長

次に、（2）十和田湖内水面漁場計画の案について（諮問）、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三田村）

引き続き事務局の三田村が説明します。

資料 2 をご覧ください。青森県知事から秋田県内水面漁場管理委員会会長あてに十和田湖内水面漁場計画の案について諮問がきております。本文を読み上げます。（諮問文音読）

裏面をご覧ください。関係資料として、青森県から十和田湖内水面漁場計画案と漁場図、参考資料として資料 1 の新旧対照表、資料 2 の増殖指針案がきております。内容としては前委員会にて事前協議させていただいた内容と変わりありません。

再度の説明になりますが、十和田湖の県境が確定したことにより、次の新しい漁業権から国免許から両県免許に移行することになります。今回の免許事務は青森県が行うことになり、青森県側で免許することになります。そのため、秋田県では諮問・公聴会・青森県に対する答申等は行いますが、漁場計画の公示は行いません。

それでは資料 2 の 1 ページ目をご覧ください。十和田湖内水面漁場計画案になります。3 ページの参考資料 1 をご覧ください。現在免許されている農内共第 1 号と、新しく免許される十内共第 1 号の内容に関して、特に変更はございません。次に参考資料 2 をご覧ください。増殖指針案になります。十和田湖においてもこい・ふなの需要が減少していることから漁協から要望があり、25000 尾から 2200 尾に減らしております。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○遠藤議長

事務局から説明が終わりましたので、委員の皆様、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

ご質問、ご意見、ありませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは、ご質問、ご意見もないようですので、この諮問については、来月行われる公聴会での関係者の意見も集約して、次回の委員会で最終的に県に答申したいと思いますが、ご異議ございませんか。

○委員

（異議なし）

○遠藤議長

それでは、そのように決定することにします。

なお、公聴会の日程等について、事務局から案を説明願います。

○事務局（三田村）

資料の最後の十和田湖内水面漁場管理委員会公示案をご覧ください。

公聴会は先ほど説明した秋田県内水面漁場計画の公聴会と同日同会場です。前回協議を経て、今回青森県知事より十和田湖内水面漁場計画案の諮問を受けております。公聴会は案のとおり、両県それぞれで行うこととし、秋田県は秋田市、青森県は青森市で行われる予定です。十和田湖内水面漁場計画案に関しては公聴会の後、委員会の答申を青森県に対して行い、その後12月の委員会で免許と遊漁規則について諮問が来る予定となっております。

説明は以上です。

○遠藤議長

公聴会の日程等について、委員の皆様から何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

ご質問、ご意見もないようですので、事務局から説明があった内容で公聴会を開催することでご異議はありませんか。

○委員

(異議なし)

○遠藤議長

それでは、そのように決定し、原案のとおり公聴会を開催することにします。なお、公示にあたっての若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

議題3：漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）

○遠藤議長

続いて、(3) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）、事務局から説明をお願いします。

○事務局(三田村)

引き続き、事務局の三田村が説明いたします。資料3をご覧ください。

知事から内水面漁場管理委員会会長への報告文書を読み上げます。（報告文音読）

当日配付資料の「資源管理の状況等の報告について（第五種共同漁業権）」をご覧ください。昨年の委員会でも同じ資料を配布させていただきました。令和2年12月に施行された改正漁業法の第90条で、漁業権者による都道府県知事への資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告義務が定められました。この報告については、漁業法施行規則第28条で、1年に1回以上行わなければならないこと、また、この報告を受けた知事は、その内容について、1年に1回以上本委員会に報告をすることとなっております。第五種共同漁業権における報告すべき事項は、主に資源管理の状況と漁場の活用状況の2つであり、詳細は資料に記載のとおりになります。

2枚目以降の横版の資料をご覧ください。第五種共同漁業権の令和4年度の報告について、各漁協から提出された内容をまとめたものです。昨年度までは報告書という形で全ての漁協より提供してもらっていましたが、今回は漁業権の切替えもありますので、ヒアリングや事前調査で提出いただいたものを元に作成しております。

これらの報告を受けて、漁業権が適切かつ有効に活用されているかチェックしたものが、縦版の資料です。国から示されたチェックシートの様式を使用しております。

再度、横版の資料をご覧ください。免許番号と漁業権者、内容魚種、行使権者数、年間の操業期間、採捕量、増殖実績量、資源管理の状況を掲載しています。

内共第9号、10号の田沢湖漁業協同組合の欄をご覧ください。漁協によっては、内水面漁場の管理について行使権者数や採捕量の把握が難しいとの話があり、正確な数値の報告ができないとのことで、資料がないところもございました。今後もこの報告は毎年継続して行うこととなりますので、記録を残すよう指示するとともに、合理的な理由なしに漁場を利用していない場合は、漁場を適切かつ有効に活用するよう指導等を行います。また先の議題で説明した漁場管理計画は5年に一度更新となりますが、活用状況によっては5年を待たずに変更を行うことと漁業法に定められておりますので、馬場目川漁協のアユのように、今後もこのチェックシートや資源管理状況を注視し、県として判断していきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○遠藤議長

資源管理状況の報告について、委員の皆様、質問、意見はありませんか。

私からですが、田沢湖漁協と仙北西部漁協では行使権者数と採捕量について資料なしと説明がありました。これは全く何も分からないということでしょうか。

○事務局（三田村）

ヒアリングの際に資料を作成していただいたのですが、「把握せず」との回答がありましたので、現在は資料無しとして取り扱っております。

○中嶋委員

実際には、その日その日で回って歩いて、何匹釣りましたか、と尋ねて把握していくことは出来るんですが、全ての把握は難しいです。ですので、この各漁協から提出された数はほぼ概数だと思います。

○遠藤議長

この行使権者数というのは、遊漁券を買ったとか行使料を払った人のことですか。

○事務局（三田村）

これは、遊漁者の採捕量ではなく、組合員の実績です。

漁協によっては実際の数に近いものを報告いただいております。行使料を払っている人数を報告している所もあります。行使権者と言っても根拠が統一されておらず、例えば、賦課金と基本行使料の中に多様な魚種が含まれている場合、100人がその行使料を払った際、その全ての魚種で100と計上する漁協と、実際に漁場を見回った感覚で釣り人数をカウントし、計算を行っている漁協とがございます。

○菊地会長代理

漁協によってばらつきが大きいのが気になりました。サクラマスに関して、米代川水系と子吉川水系では行使権者数が同じくらいなのに採捕量が全然違います。

○事務局（三田村）

共通した基準を定めて、それに沿って報告していただくことも含めて検討したいと思っております。

○遠藤議長

前回、中嶋委員から、アユ釣りをする人は今後数年でほとんどいなくなり、ポ

ストアユという形でサクラマスのようにシフトしていくといった発言もありました。サクラマスの方は若い人も多いでしょうし、今年は良いものが釣れたとも聞いていますので、組合員はもちろん、遊漁の方でも重要魚種としてしっかり状況をデータとして把握していかないと、県で施策を行う際に困ると思います。各漁協に詳しく聞けば、悪いところも良いところも理由があるはずなので、この報告数の根拠が分かると思います。ぜひお願いしたいと思いました。

○事務局（三田村）

はい。

○遠藤議長

他にご意見等ございますか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは次に移ります。

議題4： その他

○遠藤議長

次に、（4）のその他です。議題にはないですが、この場で議論する必要がある内容について何かありますか。

○青谷委員

昨年の会議に引き続いてお尋ねします。先日川でのイベントで地元の方からお聞きしたのですが、ブラントラウトが侵入して、昨年よりかなり増えているとのことです。分布域はもちろんですが、密度もかなり高くなってきていて心配だということです。イワナの卵やカジカに影響があるんじゃないかということも話していました。現状では秋田県内にどの川にどのくらいの数が生息しているか、実態を掴んでいるのかお聞きしたいです。もう一つは、駆除を行うということでしたが、実施する箇所と時期を選定した理由等についてご説明いただきたいです。

○事務局（三田村）

県内のブラントラウトの状況ですが、県で把握しているデータは昨年まで県の委託事業として行っていた駆除実績となります。横手川で7～8年ほど行っておりまして、右肩上がりで増えているのが現状です。昨年は汁毛川でも行いました。これらの駆除は毎年約2日間に渡って行われ、10月末の遡上時期を基本に、同じような時期に同じような規模で毎年行っています。ただし、実際にはやり始めと現在では、駆除の慣れというものもありますので、数字を一概に比べて増えているとは言えないと考えています。今年から県の予算としてブラントラウトの広域調査を実施予定で、サクラマスや在来魚等の資源と併せて、どれくらい一緒に生息しているのか、短い区間で密度調査のような形で、魚を全量採捕し、どのくらいブラントラウトがいるかの調査も行います。現状では、米代川水系の鹿角市河川の漁場区域で一箇所、雄物川水系でも一箇所設定して、その調査を行う予定です。

今年度の駆除に関しましては、ウライを用いた駆除を予定しておりますが、横手川漁協の漁場区域で一箇所設置する予定です。ウライの設置場所は横手川支流の武道川で、時期は県委託事業の時と同じく、遡上を狙って9～11月頃を予定しております。委託している来年度は鹿角市河川の漁場区域で一箇所設定する予定です。米代川水系の支流になる汁毛川か小坂川のどちらかで実施する予定として

おります。

○青谷委員

今、雄物川水系では一箇所を予定していましたが、県内のブラウントラウトが実際に入っている箇所として、横手川や小坂川は知れ渡っているわけですが、他の河川にも入ってきているという情報があります。その現状把握と言いますか、実態把握が駆除よりも優先されるべきと思います。水産漁港課としての調査となれば費用もかかりますし、時間的にも厳しいと思います。釣りの方や土地改良区など利水関係の方々からの情報もあれば、どこに生息しているかと言うことは把握できると思います。急速に増えている状況があるんだとすれば、現状を県民に伝えて、オオクチバスの二の舞にならないように、増えすぎて後からどうにもならないにならないように、せっかく委員会指示も出しているので、対策を是非とっていただきたいと思います。

○事務局（三田村）

漁協に対しては、リリース禁止について行使規則、遊漁規則どちらにも入れていただくように話しをしております。また、ブラウントラウトの脅威というものをお伝えしたうえで、どこで釣れているか等の情報があれば頂きたいとお願いしています。

土地改良区等、常に河川を見ている他の機関に対しては、まだ情報共有をお願いすることはしておりませんでしたので、今後実態把握に向けて検討して参ります。

○青谷委員

お願いします。

○遠藤議長

他にございますか。

○委員

（発言なし）

8 その他

○遠藤議長

それでは、次第の4の「その他」ですが、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

他にございますか。

○中林事務局長

情報提供です。新聞等でご承知の方もいらっしゃるかとは思いますが、昨日6日に6月議会が終了しまして、物価高騰対策等の補正予算が採択されました。内水面関係につきましても、放流用種苗の生産にかかる費用を一部支援させていただきます。種苗生産量の減少への影響が緩和されるよう、「内水面種苗生産支援事業」ということで、内水面種苗生産業者に対して、アユやイワナ等の放流用種苗の生産経費の一部支援を実施し、放流数の維持、水産資源の維持に繋がりたいと考えております。

今年の当初予算におきましても、遊漁振興としてのイベント開催支援等を行う予定で、今後少しずつ展開してまいりますので、関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

○遠藤議長

中林課長から事業の紹介がありました。

他にございますか。

○委員

(発言なし)

9 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第11回秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了